

軽度・中等度難聴児の方への 補聴器購入費を助成します

志免町では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の助成を行っています。(平成26年10月事業開始)

対象児童

補聴器購入費の対象は、次の要件をすべて満たす児童です。

- ① 志免町に住所を有する方
 - ② 18歳未満の方（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
 - ③ 原則として、両耳の聴力レベルが、30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方。ただし、両耳若しくは片耳の聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が補聴器の装用の必要があると認める場合は対象とします。
 - ④ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が認められる方
- ※ 一定の所得がある世帯の方は対象外となる場合があります。

助成額

助成額は、補聴器の種類に応じた基準額に、世帯区分に応じた助成率を乗じた額になります。

世帯区分	助成率
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	10分の10
市町村民税課税世帯	3分の2

- ※ 補聴器の購入費が基準額に満たないときは、補聴器購入費のうち助成の対象となる額に助成率を乗じた額になります。
- ※ 補聴器の助成は原則1つですが、医師の意見書により両耳の装用が有効と判断できるときは2つまで申請できます。
- ※ 申請に必要な医師の意見書の作成費用は、申請者負担となります。

申請に必要なもの

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書
 - ② 医師の意見書
 - ③ ②の医師の意見書に基づき補聴器業者が作成した見積書
 - ④ 印鑑
 - ⑤ 世帯全員の市町村民税額が確認できる書類（省略できる場合があります。）
- ※ ①と②は指定の用紙があります。福祉課窓口または志免町のホームページから入手してください。
- ※ **補聴器の購入の前に申請が必要です。**

詳しい手続き方法などについては、
下記までお問い合わせください
志免町役場 福祉課 福祉係

電話092-935-1038 ファクシミリ092-935-2456

裏面も
ご覧ください

助成金申請の手順

①医師意見書	医師の診察（聴力検査等）を受け、医師の意見書の交付を受けてください。 ※ 県の指定医師によるものに限りです。
②補聴器の見積書	補聴器を購入する業者から①の医師の意見書に基づいて、必要とする補聴器の見積書を作成してもらってください。
③申請書等の提出	対象児童の保護者は、次の書類を、福祉課福祉係へ提出してください。 ・申請書 ・医師意見書 ・補聴器の見積書 ・印鑑 ・市町村民税額が確認できる書類（町が保有する公券等で確認できる場合は、省略できる場合があります。）
④助成の決定	町は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は、申請者に決定通知書、助成券等を送付します。
⑤補聴器の購入等	決定通知書、助成券等を受領後、補聴器業者から補聴器を購入するとともに補聴器業者に、補聴器購入費から助成額を除いた額を支払ってください。 また、助成券に補聴器を受領したこと、助成額の請求・受け取りについての委任状を記載し、助成券を補聴器業者へ渡してください。
⑥助成額の請求	申請者に代わって、補聴器業者が町に助成額の請求を行います。

※ 医師の診察により、身体障害者手帳の対象となる可能性がある場合は、あらかじめ手帳の交付手続きを行っていただく場合があります。

※ 補聴器業者に、助成額の請求・受け取りの委任ができない場合は、補聴器の購入費用の全額を補聴器業者に支払い、申請者に助成額の請求を行っていただくことがあります。

助成対象補聴器・基準額など

名称	1台当たりの基準額	基準価格に含まれているもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	34,200円	補聴器本体（電池を含む。）	5年 ※耐用年数以内の補聴器の更新（買い替え）に係る費用については、原則として助成対象外となります。
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900円		
高度難聴用ポケット型	34,200円		
高度難聴用耳かけ型	43,900円		
重度難聴用ポケット型	55,800円		
重度難聴用耳かけ型	67,300円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円	1補聴器本体（電池を含む。） 2骨導レシーバー 3ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	120,000円	補聴器本体（電池を含む。）	

※ イヤーモールドを必要とする場合、ダンパー入りフックとした場合、平面レンズ、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合、重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオシュー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は加算額があります。

※ 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、基準額の100分の104.8に相当する額を上限とします。